

神戸市 電子申請システム利用における留意事項

1. 業務エリア

神戸市内

2. 審査対象建築物等

建築物：建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物の新築。ただし、計画通知は新築に限らない。

昇降機：すべての昇降機

工作物：すべての工作物

3. 申請手数料の納付

(1) 申請手数料は原則として別システムである e-KOBE で納付していただきます。

本システムによる事前審査の完了後、審査担当者から申請手数料の納付を案内しますので、本システムの案件ID（参考：DS0000-00000）を控え、下記URL先のe-KOBEに入力し申請してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

(2) 領収書の発行をご希望される場合やその他理由がある場合は、従来どおり窓口での決済も可能です。

(3) 申請手数料は、窓口での書面申請と同額です。

(4) e-KOBE で使える支払い方法は、各種クレジットカード、PayPay が利用可能です。

※e-KOBE のシステム上、領収書という形式では発行されません。マイページの申請内容照会から支払済額/支払方法/支払日についてはご確認いただけます。

4. 申請データの作成

(1) 当面、添付する図面の印刷設定サイズはA3以下としてください。

(2) 原則、図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。

（換気計算や関係規定の写し、一連の資料等は1ファイル複数枚とすることも可能です。）

(3) その他、申請に関する注意事項等については神戸市HP「確認申請の手続き」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/business/todokede/jutakutoshikyoku/building/procedure/kakunin/index.html>